

公正取引委員会からの「警告」について

日頃、当組合の事業につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年 7 月以降、庄内地区 5 J A が共同して米穀の販売手数料を決定した疑いがあるとして、公正取引委員会から立入検査を受けておりました。

先般、平成 26 年 9 月 11 日に独占禁止法第 3 条に違反するおそれがあるとして、「警告書」を受領しました。

当組合は、本件調査に対し、①庄内地区 5 J A 間に米穀販売手数料の競争関係が存在しないことからカルテルは成立しえないこと、②庄内地区 5 J A が米穀販売手数料の算定方式および額の妥当性を協議した行為は、中央会指導の範囲内の行為であり、独禁法の適用除外の範囲内である旨主張してまいりました。

今回、当組合が公正取引委員会から警告（行政指導）を受けたことは、誠に遺憾ではありますが、当組合と公正取引委員会の間で解釈や判断に違いがあるものの、法令違反（行政処分）の認定を受けなかったことは、われわれの主張が一定の評価を得たものと認識しております。

当組合といたしましては、今回の警告を真摯に受け止め、今後とも法令等遵守態勢を一層強化していくとともに、適切な事業運営を徹底していく所存であります。

組合員・地域住民をはじめ県内外の関係各位にご心配をお掛けし心よりお詫び申し上げます。皆様が安心して利用できる J A を目指し、役職員一同取り組んで参る所存でありますので、今後とも引き続きご支援ご支持をお願い申し上げます。

平成 26 年 9 月 12 日

庄内たがわ農業協同組合
代表理事組合長 黒井徳夫